

# 建設業法令遵守推進本部の活動結果（令和3年度）

## 1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報等

	令和3年度
駆け込みホットライン等	255件

※その内、近畿管内の大臣許可業者に関する通報等は84件あり、法令違反のおそれがある9件について指導を行い、改善報告を受けました。

## 2. 立入検査

	令和3年度
立入検査等	55件

※法令違反のおそれがある8件について指導を行い、是正報告を受けました。

## 3. 建設業法令遵守に関する講習会

	令和3年度
講習会等の開催	25件

※受講者は2,568名に参加いただきました。

## 4. 監督処分・勧告の実施

	令和3年度
許可取消し	0件
営業停止	1件
指示	3件
勧告	2件

※ 主な処分・指導内容

営業停止：配置技術者違反

指示：営業所の専任者配置違反、労働安全衛生法違反

勧告：労働安全衛生法違反、履行確保法違反

## 1. 各種相談窓口における法令違反情報の収集等

「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、重要な情報収集等の窓口であることから、各種相談窓口の周知に努めるとともに、収集した法令違反疑義情報に対して建設業法上の必要な措置を図ります。

## 2. 立入検査及び報告徴取の実施

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的に立入検査等を実施します。

### 【重点事項】

- (1) 技能労働者への適切な水準の賃金払い（標準見積書の活用、見積協議、支払状況等の継続調査）
- (2) 低価格受注工事における下請取引状況の確認（低価格受注における下請契約の状況の調査）
- (3) 著しく短い工期の禁止（工期の設定、協議状況、時間外労働時間の把握状況の調査）
- (4) 価格転嫁（昨今の資機材高騰に対する協議状況等、適切な変更契約締結の状況の調査）
- (5) 下請代金の支払手段（労務費相当分の現金払い等の支払状況の調査）

### 【その他】

- ・ 建設業を支える担い手確保・育成（建設キャリアアップシステムの登録状況、退職金制度の有無を確認し対応の促し）
- ・ 規制逃れを目的とした一人親方対策（元請業者に法令遵守の徹底、必要な周知）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止（建設業の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの周知、ガイドラインに沿った対応）

## 3. 建設業の法令遵守に関する周知

建設業の法令遵守に関する取り組みは、元請、下請、発注者を問わず、幅広く浸透していくことが重要であり、「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」の周知をはじめ、建設業法令遵守ガイドライン等を活用するとともに、適正な請負代金による請負契約の徹底、標準見積書の活用などについて、あらゆる機会を通じて周知を図ります。

## 4. 建設業取引適正化推進期間の実施等

建設企業に下請取引の適正化に関する普及・啓発を重点的に行い、また、その取り組み内容の広報を積極的に行うため、10月から12月の3ヶ月間を「建設業取引適正化推進期間」として、進めてきた取り組みを継続し、引き続き、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図ります。

## 5. 関係機関との連携等

(1) 府県及び関係省庁の間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携の強化に努めます。

特に、不良・不適格業者への対応については、許可行政庁間において確知した建設業法違反に係る情報を速やかに共有し、連携・協力します。

(2) 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努めます。

(3) 建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」については、「駆け込みホットライン」等へ相談があった場合は、必要に応じ案内を行っているところですが、更なる利用促進を図るため、あらゆる機会を通じ、同センターをより一層周知します。